

第9章 運営・体制の方向性と方法

第1節 運営・体制の方向性

甲府城跡は、文化財保護法第113条の規定に基づき、山梨県が管理団体となっている。これにより史跡の保存のため必要な管理及び復旧については観光文化庁が行っている。一方で、史跡はほぼ都市公園の範囲と重なっているため、公園の整備及び管理に関することは県土整備部が担当している。また、甲府城跡の所在地である甲府市が、文化財の保護・活用及び調査に関することをはじめとして、周辺一帯の都市計画・景観計画や観光計画に関することを担当している。今後、山梨県が管理団体として史跡の適切な保存・管理や活用を図っていくためには、県内部の庁内連携体制の充実や、外部の専門家や学識経験者及び文化庁などの行政オブザーバー等で構成された指導助言組織の設置など、史跡の保存活用の業務全般に係る適切な体制を整えることが必要である。

また、将来にわたって史跡の保存・活用を適切に、そして継続的に行っていくためには、行政側の体制整備だけでは十分とは言えず、県民が参画して史跡の保存活用に取り組むことが必要である。県民の参画は、甲府城跡に対する理解を促すとともに、史跡を身近な場として愛着を深めることにもつながる。このため、官民一体となって協働していく体制づくりを進めていく。

第2節 運営・体制の方法

1. 管理者・管理団体

史跡甲府城跡の土地所有者は、ほぼ山梨県である。管理については、①土地・建物等の所有者としての管理、②史跡としての管理、③公園としての管理、の3つが複合的に存在することから、それぞれの管理者の責任や役割を整理し、役割分担等についての調整を行い、効率的な管理運営の実現を図る必要がある。

2. 日常的な維持管理、保存と活用に関する運営・体制の整備

史跡の適切な保存管理と有効な活用を目指す中で、日常的な維持管理は当面の間、現在の体制を維持することとする。運営・体制としては、史跡の保存・活用等を行う観光文化庁、公園の維持管理等を行う県土整備部となる。両者については、日頃からの連絡を密にして情報共有を行い、互いの考え方に齟齬が生じないよう連携していくことが大切である。この運営・体制を核として、文化庁の指導のもとに県の関係部局や地域と連携した仕組みを構築する必要がある。特に、史跡の所在地である甲府市とは十分な連携をとり、一丸となって甲府城跡の保存管理・環境保全等を適切に遂行していく。

また、史跡の多面的な魅力を活用するためには、学校教育・社会教育・観光部局や関連組織、各種社会教育施設等との連携をはかることが必要である。さらに、県民や地域活動団体、大学・研究機関やボランティア、企業などと協力し合える体制づくりも必要となる。

3. 指導・助言組織、行政オブザーバー等による指導・助言

これまでの甲府城跡の整備事業に関しては、各分野の専門家や学識経験者で構成された整備検討委員会を開催し、委員や文化庁の指導・助言のもと進めてきた経緯がある。今後は、本計画に基づき保存・管理、活用、整備等に係る事業を展開していくことになるが、その際には適切な指導・助言を継続的に得られる体制のもと、効果的かつ円滑な事業運営を目指す。

4. 整備事業に関する運営・体制の整備

今後、整備事業を進めていくにあたっては、適切な推進体制の確立が必要である。また、石垣の日常的な維持管理については、長期的な展望のもと、引き続き継続的に取り組む必要があることから、役割を明確にした上で計画的に実施していく。そのためには、観光文化部の体制を強化し、県土整備部と連携をとりながら進めていく必要がある。

目指すべき運営・体制のイメージ図

